

「県内一斉商品量目立入検査」を実施しました。

県及び特定市(福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市)は、7月と11月を「商品量目適正計量強化月間」として、商品の内容量が表記されたとおり適正に計量されているか確認するため、県内一斉に「商品量目立入検査」を実施しています。

令和5年11月～12月に実施した検査の結果は、次のとおりです。

1 立入検査の概要

- (1) 実施期間 令和5年11月16日から12月8日まで延べ19日間
- (2) 実施区域 県内7市
- (3) 対象事業所 スーパーマーケット、食料品小売店等 計33事業所

2 商品量目の検査結果について

(1) 検査数及び不適正商品の状況

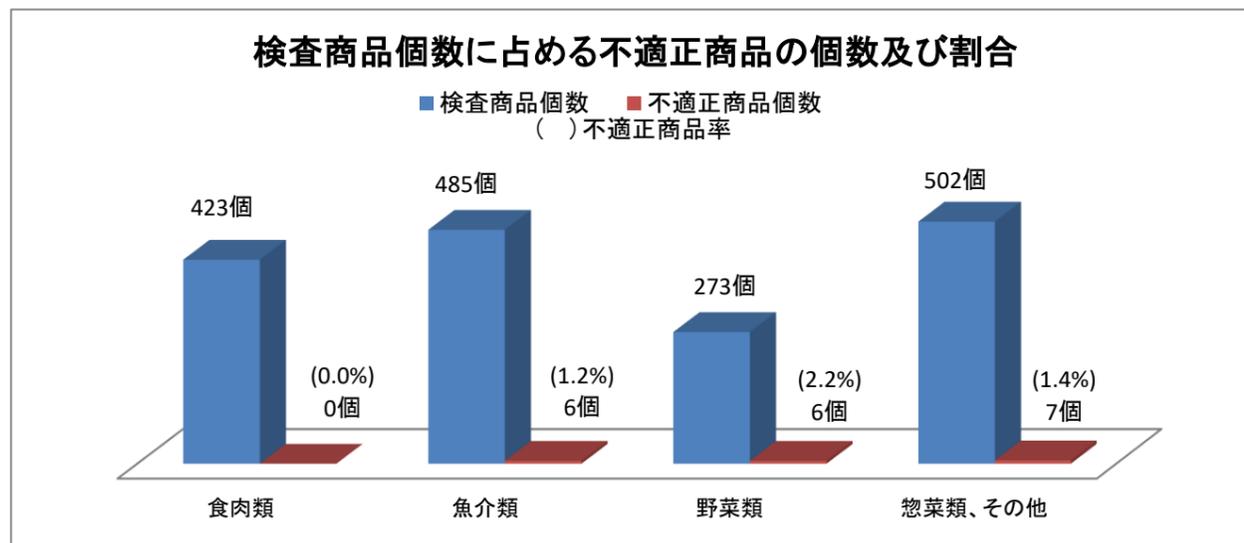
検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
県(3市)	7事業所	2事業所	210個	6個	2.9%
特定市(4市)	25事業所	4事業所	1,473個	13個	0.9%
合計	32事業所	6事業所	1,683個	19個	1.1%

※不適正事業所とは、検査商品個数に対する不適正商品個数の割合(不適正商品率)が5%を超えた事業所をいいます。

※不適正商品とは、内容量の不足が、計量法に定める許容誤差(量目公差といいます。)を超えている商品をいいます。

(2) 商品分類別の不適正商品の状況

商品分類	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
食肉類	423個	0個	0.0%
魚介類	485個	6個	1.2%
野菜類	273個	6個	2.2%
惣菜類、その他	502個	7個	1.4%
合計	1,683個	19個	1.1%



(3) 不適正商品の原因

不適正商品19個の主な原因は、計量時の風袋量を適正に設定していなかったことによるものでした。パック商品のトレーやラップなどの包装、わさび等の添え物を「風袋(ふうたい)」とありますが、風袋は商品ではないので、内容量は風袋量を差し引いて計量しなければなりません。

(4) 不適正商品のあった事業所への対応

不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し再計量を指示するとともに、正確計量の励行について指導しました。

3 使用している「はかり」の検査結果について

(1) 検査数及び「はかり」の使用状況

検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査台数	不適正台数	不適正台数率
県(3市)	8事業所	1事業所	101台	1台	1.0%
特定市(4市)	25事業所	0事業所	150台	0台	0.0%
合計	33事業所	1事業所	251台	1台	0.4%

(2) はかりの不適正な使用の原因

はかりの不適正な使用の理由は、はかりの水平調整の不備によるものでした。はかりは水平に置いて使用しなければ適正な計量が出来ずに誤った計量をする原因になります。

(3) 不適正使用事業所への対応

不適正な状態でのはかりの使用が認められた事業者に対しては、水平の調整方法等適正な状態での使用を指導しました。